

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2011-6986

(P2011-6986A)

(43) 公開日 平成23年1月13日(2011.1.13)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
 E O 4 B 1/00 (2006.01) E O 4 B 1/00 5 O 1 J 2 E 1 O 1
 E O 4 F 11/18 (2006.01) E O 4 F 11/18

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願2009-153677 (P2009-153677)
 (22) 出願日 平成21年6月29日 (2009. 6. 29)

(71) 出願人 507107475
 五十嵐 成幸
 東京都葛飾区西亀有2丁目20番10号
 (74) 代理人 100068308
 弁理士 後田 春紀
 (72) 発明者 五十嵐 成幸
 東京都葛飾区西亀有2丁目20番10号
 Fターム(参考) 2E101 GG06 HH18 KK02

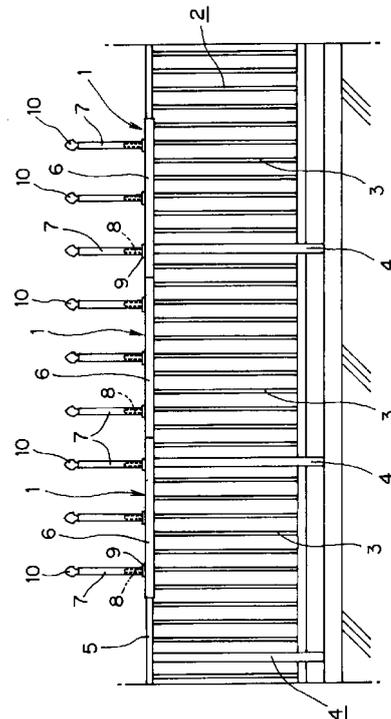
(54) 【発明の名称】 ベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置

(57) 【要約】

【課題】既設のベランダの手摺りに、後付けで取り付け、外観上見苦しさや圧迫感がなく、また強度的優れているベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置を提供する。

【解決手段】既設のベランダの手摺り2を構成する支持枠体4の上枠材5の上方から被冠固定する、断面略逆凹状をした被冠固定板6の上面に、所定間隔を有して複数本の転落・飛降防止柱7を立設固定すると共に、該転落・飛降防止柱7の上端に装飾部材10を一体に連設固定して形成する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

既設のベランダの手摺りを構成する支持枠体の上枠材の上方から被冠固定する、断面略逆凹状をした被冠固定板の上面に、所定間隔を有して複数本の転落・飛降防止柱を立設固定すると共に、該転落・飛降防止柱の上端に装飾部材を一体に連設固定したことを特徴とするベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般住宅やマンション等の住宅のベランダの手摺り上に取付けるベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置であって、特に危険防止の機能の外に、外観上も見苦しさや圧迫感のないベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置に関するものである。

10

【背景技術】

【0002】

近年、一般住宅やマンション等のベランダから幼児が転落する事故や、高層マンションのベランダの手摺りを乗り越えて飛降り自殺する事故が多発している。そして、これら痛ましい事故を防止する手段として、ベランダの手摺り上に危険防止用の補助柵を取付ける等、種々の対策が講じられている。そして、これら対策につき、過去の特許文献を遡及検索したところ、下記の特許文献 1 に開示された「ベランダでの児童など転落防止用補助柵」

20

【0003】

前記特許文献 1 に開示された転落防止用補助柵は、ベランダの手摺りや囲いの上部に、複数本の柱材を間隔を有して枠材に固定して形成された嵩上げ用柵を、一体に取付けて形成されているが、柱材が方形状の枠材に固着されており、特に該方形状の枠材を構成する上方に横設された横設部材があるため、外観上見苦しく、且つ圧迫感があるという課題があった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2008 - 38462 号公報

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、前記課題を解決すべくなされたものであって、従来のように外観上見苦しさや圧迫感がなく、また強度的に従来品と何等特色のないベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置を提供しようとするものである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、既設のベランダの手摺りを構成する支持枠体の上枠材の上方から被冠固定する、断面略逆凹状をした被冠固定板の上面に、所定間隔を有して複数本の転落・飛降防止柱を立設固定すると共に、該転落・飛降防止柱の上端に装飾部材を一体に連設固定するという手段を採用することにより、上記課題を解決した。

40

【発明の効果】

【0007】

本発明装置は、既設のベランダ用の手摺りの上枠材に簡単に取付けることができ、転落・飛降防止柱は 1 本 1 本がそれぞれ独立して立設固定されると共に、その上端部は連結固定されていないために圧迫感がなく、また上端には装飾部材が固定されていて美感上も優れており、更に強度的にも優れているため、前記転落・飛降防止柱が折損したりすることがなく、転落・飛降防止機能を十分に果たすことができる。

50

【図面の簡単な説明】**【0008】**

【図1】本発明転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置を既設のベランダ用手摺りに取付けた状態を示す正面図である。

【図2】本発明転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置を既設のベランダ用手摺りに取付ける状態を示す要部の斜視図である。

【図3】本発明転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置の組立分解正面図である。

【実施例】**【0009】**

本発明の実施例を図面に基づいて詳細に説明する。本発明は、一般住宅、またはマンションの2階以上の高層階に設置された既設のベランダの手摺りの上に、後付けで取付けることができるようにしたベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置である。

10

【0010】

本発明は、一般住宅やマンションにおける既設のベランダの手摺りの上に、後付けで取付けることができるようにしたものであるが、前記手摺りの上枠材の長さは、規格化されておらず一定していないので、本発明は、短い長さの笠木装置とすることにより、既設の手摺りに合わせて、複数本継ぎ足したりあるいはカットしたりして、既設のすべの手摺りに適合することができるよう形成されている。

【0011】

すなわち、本発明笠木装置1は、既設のベランダの手摺り2を構成する複数本の防護柱3を固定した支持枠体4の上枠材5の上方から被冠固定することができるように、断面逆凹状をした被冠固定板6の上面に、所定間隔を有して複数本の転落・飛降防止柱7を立設固定して形成されている。

20

【0012】

前記転落・飛降防止柱7は、前記断面逆凹状をした被冠固定板6上に、支持柱8を立設固定した基板9を、所定間隔を有して複数個固定する一方、前記各支持柱8に上方より嵌挿固定できるようにして形成されている。

【0013】

前記転落・飛降防止柱7は、前記支持柱8にその下方部が嵌挿できるように筒状に形成されると共に、該転落・飛降防止柱7の上端には、美感上見苦しさがないように、特に限定する必要はないが、例えば、図に示すような膨大部を備えた半球状体等より成る装飾部材10を一体に連設固定して形成することが推奨されている。

30

【0014】

本発明に係るベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置の各部材は、アルミニウムや硬質合成樹脂により形成されると共に、既設の手摺り2に被冠固定材6を被冠固定する場合、強固に固定するために、ビス11止めすることが推奨される。前記のように、既設の手摺り2の上枠材5に被冠固定板6を被冠して、該被冠固定板6の上面より前記上枠材5にビス11で一体に固定することにより、被冠固定板6と上枠材5の巾が一致しなくても、取付けに当って何等问题はない。

40

【0015】

前記のような構成より成る本発明ベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置は、特に限定する必要はないが、好ましくは、被冠固定板6の長さが850~900mm程度、転落・飛降防止柱7の高さが450mm程度、そして該各転落・飛降防止柱7間の間隔が250~300mm程度とすることが推奨される。

【0016】

そして、前記のように、被冠固定板6の長さを850~900mm程度とすることにより、既設の手摺り2の上枠材5が長くても、また短くても、複数本継ぎ足したり、あるいは切断したりして対応することができる。

【0017】

50

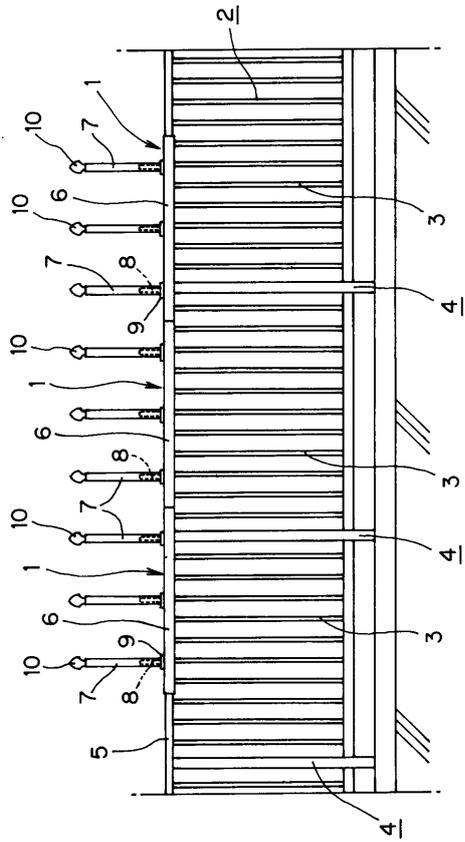
本発明ベランダにおける転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置を、既設のベランダ用の手摺り2の上枠材5に取付けると、転落・飛降防止柱7は1本1本がそれぞれ独立して支持柱6に嵌挿固定して立設されると共に、その上端部は連結固定されていないために圧迫感がなく、またその上端には装飾部材10が固定されていて美感上も優れており、更に、該転落・飛降防止柱7が基板9に立設された支持柱6に嵌挿固定され、強度的にも優れているため、前記転落・飛降防止柱7が折損したりすることがなく、転落・飛降防止機能を十分に果たすことができる。

【符号の説明】

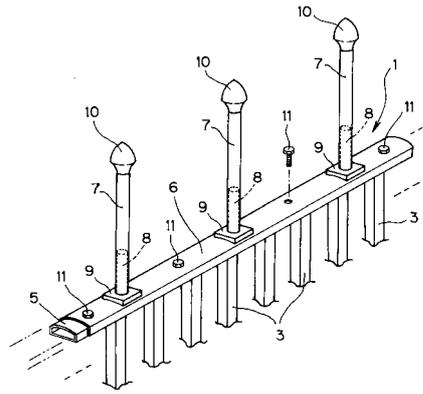
【0018】

1	転落防止および飛降防止手摺り用笠木装置	10
2	手摺り	
3	防護柱	
4	支持枠体	
5	上枠材	
6	被冠固定板	
7	転落・飛降防止柱	
8	支持柱	
9	基板	
10	装飾部材	
11	ビス	20

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

